

3-7 階段

3-7-1 形式

1. 階段は、踏み場が一定のものとし、回り階段やらせん階段は設置しない。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りではない。
2. 自転車の通行を考慮する場合は、斜路付き階段を設けることが望ましい。

図3-7-1に示す直階段や折れ階段のように、一定の踏み幅による階段であれば転倒の危険性は小さい物と考えられる。一方、回り階段やらせん階段は踏み幅が一定でないため踏み外し等の危険が高く、視覚障がい者が方向感覚を損なうこと等が考えられるため、これらの階段は設置しないこととする。

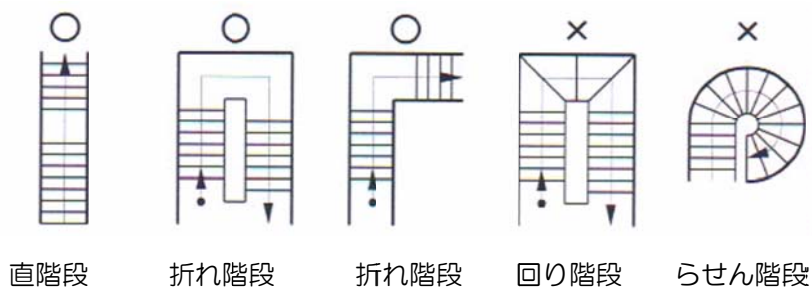


図3-7-1 階段の形式と評価

3-7-2 幅員

1. 有効幅員は1.5m以上とする。
2. 斜路付階段の有効幅員は、上記幅員に斜路部分幅員0.6mを加えた2.1m以上とする。

階段の有効幅員は高齢者、障がい者等（車いす使用者や松葉杖使用者等、階段を利用困難な人を除く）がすれ違える最小幅として1.5m（75cm×2）以上とする。

また、地下横断歩道の場合は、上記幅員その他、排水・照明施設のための余裕幅として両側に0.5mを確保する必要がある。

なお、排水施設は、杖等の支障とならないように可能な限りグレーチングの空隙を小さくすることや、滑りづらさ等にも配慮が必要である。

また、立体横断施設技術基準では、自転車の通行を考慮して斜路付き階段を設置する場合、その斜路部分の幅員は0.6mを標準としている。